

まんのう町社会福祉協議会広報誌「社協だより」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まんのう町社会福祉協議会が発行する「社協だより」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(掲載の要件)

第2条 広報に掲載できる広告は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの。
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 広報の公共性及び品位を損なう恐れのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)に定める風俗営業及びこれに関するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人事募集、その他これらに類するもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) 前号に掲げるもののほか、広報誌に掲載することが好ましくないと会長が判断

するもの。

- 2 掲載された広告についての一切の責任は広告主であり、まんのう町社会福祉協議会は責任を負わない。

(広告の寸法、広告料金)

第4条 広告の寸法、広告料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の掲載スペース① 縦 5.1cm、横 7.9 cm は 12,500 円。② 縦 5.1cm、横 15.8 cm は 25,000 円。

(広告の申し込み)

第5条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申

請書（様式第1号）に掲載しようとする版下（完全な原稿をいう。以下同じ。）

を添えて、掲載を希望する広報の発行日の1月前までに提出しなければならない。

- 2 広告の申し込みは、1掲載号につき1件とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、同一ページに隣り合う2件を一つの広告として申し込むことができる。

(掲載決定等)

第6条 会長は、前条第1項の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可

否を決定し、申請者に広報誌「社協だより」広告掲載通知書（様式第2号）によ

り通知するものとする。

(広告料金の納入)

第7条 広告料金は、前条の通知の日から広報発行の日の10日後までに全額納入しな

ければならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。

(広告料金の還付)

第8条 既納の広告料金は、原則として還付しない。ただし、会長は、申請者の責めに

よらない事由又は発行若しくは編集の都合によって、広告を掲載することができ

なかったときは、既納の広告料金を還付することができる。

(広告の版下)

第9条 広告の版下に関する一切の責任は、申請者が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(掲載の取消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決

定を取り消すことができる。

(1) 申請書がこの要綱に違反したとき。

(2) 広報の発行及び編集の都合により、広告を掲載することができなくなったとき。

2 前項の決定の取消しにより、申請者に損害が生じても、会長は一切の責任を負わ

ないものとする。公共性及び品位を損なう恐れのあるもの。

附 則

この要綱は、令和元年11月13日から施行する。